

ニライ消防本部読谷消防署敷地内への米軍車両の無断侵入に対する意見書

平成27年8月15日午前8時44分頃、読谷消防署敷地内において米軍車両4台が無断に侵入し、同敷地内はUターン禁止区域内にもかかわらず、方向転換して走り去って行くという極めて占領意識丸出しの事態が発生した。その方向転換に要した時間は約4分であったが、それにより当該敷地前の県道6号線も一時渋滞したことである。

県内においては、米軍車両の公共施設への無断侵入が過去にも度々発生しており、これまで危険性が指摘され大きな問題になった経緯もあることから、再び公共施設内に侵入したことは、到底容認できるものではない。

特に同敷地内は、村民の生命財産を守るための消防車や救急車両の出動をする区域であり、1分1秒を争う重要な施設であるにも拘わらず、消防職員の指示にも耳をかさず方向転換をして退出した行為に対し激しい憤りを覚えるものである。

本村においては、平成26年1月に県立読谷高等学校へ米軍車両の無断侵入があり、さらに同年の6月20日にも村立古堅小学校へ米軍車両の無断進入事件がありました。これらの非常識な行為に対し、米軍人の教育と綱紀粛正を徹底すると共に、再発防止等を米軍当局に強く申し入れしてきたにもかかわらず、このように再三米軍車両が公共施設に無断侵入するという事態が発生したことは、米軍の綱紀粛正と再発防止策の実効性が全くないと言わざるをえない。かかる村民感情を無視した傍若無人な行動が、消防関係者や村民に恐怖と不安を与えたことは非常識の極みであり、断じて許せるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全な生活環境等を守る立場から読谷消防署敷地内への米軍車両の無断侵入に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について強く要請する。

記

1. 無断侵入の詳細を村民に公表するとともに消防当局に謝罪すること。
2. 米軍人の教育と綱紀粛正を真に徹底すること。
3. 実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年8月18日

沖縄県読谷村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）沖縄防衛局長 沖縄県知事
沖縄県議会議長

ニライ消防本部読谷消防署敷地内への米軍車両の無断侵入に対する 抗議決議

平成27年8月15日午前8時44分頃、読谷消防署敷地内において米軍車両4台が無断に侵入し、同敷地内はUターン禁止区域内にもかかわらず、方向転換して走り去って行くという極めて占領意識丸出しの事態が発生した。その方向転換に要した時間は約4分であったが、それにより当該敷地前の県道6号線も一時渋滞したことである。

県内においては、米軍車両の公共施設への無断侵入が過去にも度々発生しており、これまで危険性が指摘され大きな問題になった経緯もあることから、再び公共施設内に侵入したことは、到底容認できるものではない。

特に同敷地内は、村民の生命財産を守るための消防車や救急車両の出動をする区域であり、1分1秒を争う重要な施設であるにも拘わらず、消防職員の指示にも耳をかさず方向転換をして退出した行為に対し激しい憤りを覚えるものである。

本村においては、平成26年1月に県立読谷高等学校へ米軍車両の無断侵入があり、さらに同年の6月20日にも村立古堅小学校へ米軍車両の無断進入事件がありました。これらの非常識な行為に対し、米軍人の教育と綱紀粛正を徹底すると共に、再発防止等を米軍当局に強く申し入れしてきたにもかかわらず、このように再三米軍車両が公共施設に無断侵入するという事態が発生したことは、米軍の綱紀粛正と再発防止策の実効性が全くないと言わざるをえない。かかる村民感情を無視した傍若無人な行動が、消防関係者や村民に恐怖と不安を与えたことは非常識の極みであり、断じて許せるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命・財産、安全な生活環境等を守る立場から読谷消防署敷地内への米軍車両の無断侵入に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について強く要求する。

記

1. 無断侵入の詳細を村民に公表するとともに消防当局に謝罪すること。
2. 米軍人の教育と綱紀粛正を真に徹底すること。
3. 実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること。

以上、決議する。

平成27年8月18日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官